

医療的ケア児通院時同行支援事業について（案）

令和6年3月4日

1 背景

医療の進歩に伴い、医療依存度の高い児童も早期に退院し在宅で生活することが増えてきたことにより、医療的ケア児の通院、外出について課題となっている。特に遠方の病院への通院の際、移動にかかる時間が長時間にわたるうえ、高速道路を使用し移動することも多い。道中、医療的ケア児の様子確認や吸引等の医療的ケアを運転する家族が担っており、不安や負担感が大きい。

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、他地域や他県においては、既存の障害福祉サービスを補完するための支援制度を新たに開始している。長野市においても医療的ケア児の支援充実を図っていく。

2 事業名

（仮）医療的ケア児通院時同行支援事業

3 事業の目的

医療的ケア児が通院する際に、看護職員等が医療的ケアを伴う支援を実施し、安全な通院の実施と家族の負担軽減を図る。

4 事業の対象者

- （1）長野市内に在住していること。
- （2）日常的に医療的な生活援助行為を要する状態にある児童のうち、人工呼吸器、酸素吸入器、吸引器等の医療機器が必要な0歳から18歳の児童。
 - ※ 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- （3）在宅で家族等による介護を受けて生活していること。

5 実施内容

（1）支援の方法

① 通院時家族が運転する車に看護職員等が同乗し、看護指示書に基づき適宜適切な医療的ケアを行う。

② 病院での医療的ケア、医療機器等の運搬を行う。

（2）支援の範囲

自宅から到着地（目的地）までの往復の間

（3）利用可能時間

年間48時間まで（1日8時間以内）

（4）利用者負担

サービス費用の1割（生活保護・市民非課税世帯は、利用者負担免除）
ただし、交通費等の実費や当日のキャンセル料は、利用者と看護職員等

の属する事業所との定めによるものとする。

6 実施事業者

訪問看護事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、生活介護事業所の看護職員等

※上記事業所の看護職員等が医療的ケアを行う場合は、看護指示書が必要。

7 その他

(1) 家族が加入している自動車保険において、事故時に家族以外の同乗者も補償対象となる内容とする。

8 予算

1時間7,500円

<試算>

48時間(年間)×10人(利用想定人数)×7,500円(1時間)

=3,600,000円

9 事業の開始時期

令和6年度に制度設計及び概算要求を行い、令和7年度中の開始を目標とする。

○ ワーキンググループのメンバーについては下記のとおり。

・長野市障害ふくしネット医療的ケア児の移送についてのワーキング(順不同)

(社福)長野県社会福祉事業団 水内荘	木下 香織
(社福)森と木 森と木365	小山 勝章
(社福)森と木 長野市北部発達相談支援センター	熊谷 恵子
(社福)廣望会 長野市南部障害者相談支援センター	田中 みどり
(NPO)こすもけあ福祉会	大久保 千鶴
(社福)長野市社会事業協会 にじいろキッズらいふ	小林 紀子
長野市保健福祉部障害福祉課	立原 博之